みんぱくリポジトリ
国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnolo

ルカイ，プユマの人名と命名法に関する覚書

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-02-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 笠原, 政治 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00009355

野林厚志・松岡　格編『台湾原住民の姓名と身分登録』
国立民族学博物館調査報告　147:57–72(2019)

ルカイ，プユマの人名と命名法に関する覚書

笠原　政治
横浜国立大学

1　はじめに

台湾では1995年に姓名条例が改正されて，原住民の身分を有する者は戸籍に各民族語の姓名を登録（登記）することができるようになった。その第一条には，「台湾原住民族の姓名登記はその文化慣習に基づいて行い，すでに漢人姓氏を登記している者は，申請によりその伝統姓名を回復することを得る」と明記されている。同条例および施行細則は以後何度か部分的に修正されたが，この基本事項に関しては条文がほぼ変更されていない。

それからおよそ20年の間に，各民族語による姓名登録は必ずしも順調に推移したわけではなかった。実際の登録者は，漢人式姓名と併記している場合を含めて，いまでも原住民総人口のせいぜい 4 パーセント程度を数えるにすぎない（林 2015: 27）。その上，姓名の登録に際して使用する文字（漢字かローマ字か）や記載の形式（例えば，姓と個人名の順序）に登録者ごとのばらつきが目立つなど，改善を要するさまざまな混乱も生じてきたのである。

とはいえ，上記条例の改正箇所は原住民族の権利を拡大する政策の一環として盛り込まれた。その背景にあるのは多元文化の尊重を謳った憲法の理念である。そして，いま直面しているさまざまな混乱についても，学術機関などにおいて実情の把握と事態の解決に向けた研究が進められつつある。今後いかなる展開を見せるのか，当面は現地の動向を注意深く見守るべきであろう。

本稿では，台湾原住民族の人名について一つの学術的な関心に基づく所見を述べてみたい。取り上げるのは，既存の民族誌的研究から見たときに姓名条例の中で「伝統姓名」とされているものをどのように考えるのか，という問題である。

これまでの原住民族研究は，アミ（阿美族），パイワン（排湾族）などの民族ごとに人名の構成や命名法に違いが見出されるというだけではなく，それらと結びつく各民族の観念や慣習もまた多様なものであることを明らかにしてきた。人名というのは複合的な事象である。何をもって各民族の「伝統姓名」あるいは「伝統名」と称すべきなのかは微妙な問題といわなければならない。ここでは南部山地のルカイ（魯凱族）を事例にして民族誌的資料に基づく考察を行い，さらに民族ごとの違いを示すために，補足として東南部の平地住民であるプユマ（卑南族）の事例にも簡単に触れることにする[1)]。

ルカイの事例を述べる前に，まず次項において原住民族の人名がいままでに経てきた

変化の過程を手短に整理しておこう。

2 人名の移り変わり

台湾原住民族の人名登録制度は，いうまでもなく日本統治時代（1895–1945年）に始まった。山地，東部平地および離島の蘭嶼で暮らしていた住民の大多数にとって，それまで口頭の呼称としてのみ存在した個々の人名が新たに文字で書かれるようになったことは，その時代に起こった大きな変化の一つであった。

台湾総督府は各地の出先機関を通して，統治体制が確立した地域の住民から徐々に人名の掌握を進めていった。居住村落ごとに原住民名が登録され，山地を中心にした特別行政区域では蕃人戸口簿が，そして平地の普通行政区域では漢人の場合と同様の戸口調査簿が，それぞれ大正期の半ば頃までには広く整備されたと考えてよいだろう。

それらの文書には個々の原住民名がカタカナの文字で記載された。現場で書き取りを行ったのは日本の「内地」から来た警察官などである。日本人がカタカナで各民族語の人名をどれだけ正確に表記できたのかは疑問であるが，まだその段階では，日本式姓名を併せ持つに至った後の状態のように人名が二重化することはなかった。

こうしたカタカナによる民族語名の登録は日本統治時代の終盤に改姓名が行われるまで続けられたが，その間に，ごく少数ながら日本式姓名を与えられた例があった。日本の教育を高度なレベルまで修得して警察の下級職に採用された青年などのように，総督府が有用な人材と認めた場合である。

そして，その他にも原住民族の人名には少しずつ変化する部分が生じてきた。例えば，「内地人」との交流が進んだ東部平地では，一部の住民が日本語に由来する人名を登録するようになった。戸口調査簿にはそれらの人名がカタカナで記載されたらしい。また，文字による登録ではないが，各地の初等教育施設において児童たちを日本式の名前で呼ぶことも広く行われた。第二次大戦後のつい近年まで原住民族の年輩者たちがよく口にした「日本名」の中には，そのような当時の通称も多かったと思われる。

原住民族の人名登録制度を一変させたのは，日本の台湾統治が終わる数年前に行われた改姓名である。北部パイワン（排湾族）の記録文書を分析した近藤正己の研究によれば，その地域では，1939（昭和14）年から始められた個人単位の改姓名と，全住民を対象にした1944（昭和19）年の改姓名という二つの段階を経て登録人名が日本式の姓名に改められたという（近藤 1996: 327–339）。他の民族や地域でも経緯がこれと同様だったのかどうかは十分に確認できないが，その時期に台湾各地の原住民族に対して一斉に改姓名が実施されたことはまちがいない。それまでのカタカナ表記に替わって，今度は漢字による日本式姓名が登録されることになったのである。ただし，原住民族の中でも蘭嶼（紅頭嶼）を居住地とするタオ（達悟族，またはヤミ・雅美族）だけは事情が違って

いた。同島を調査した野林厚志によると，「日本統治時代におけるタオの改姓名はほとんど行われていなかったようである」という（野林 2003: 595）。

こうして当時の台湾原住民は大多数が日本式姓名を持つようになったが，その場合に注意が必要なのは，改姓名によって民族語の人名が消し去られてしまったわけではない，という点である。改姓名は文字で書かれた人名，つまり登録上の人名を「上書き」する形で行われた。その新しい日本式姓名が日常生活の中にどれだけ定着したのかはともかくとして，少なくとも村落内の対人関係などにおいては，民族語の人名もまた以前と変わりなく呼称として使われていたはずである。また，登録する人名が変わったために，新生児に対する従来の命名慣習が直ちに廃れていったとも考えにくい。改姓名が行われたことによって，原住民の人名は実際には二重化したというべきであろう[2)]。

第二次大戦後，中華民国の時代になると，それまで登録されていた原住民の日本式姓名は，漢族住民に付けられた日本式姓名と併せてすべて中国式（漢人式）の姓名に変わった。当時の台湾省行政長官公署はその措置が「中国姓名の回復」であることを強調したが，原住民族の場合には決して民族語の人名を回復したわけではなく，むしろ「第二の改姓名」が行われたに等しいといえる。そのとき行政機関に届け出た姓名には，自ら選んだものもあり，また現場の担当官が付けたものも多かった。漢字による登録という点は日本統治時代の改姓名と同じであったが，もちろんその名前を呼称として使う場合には事情がまったく別である。しばらくの間，大半の原住民は新しい自分の漢語名を正確に発音できなかったという。

そのように登録上の姓名が中国式（漢人式）に変わり，それが普及していくことによって，原住民族の人名をめぐる状況は次の段階に入ったと考えてよい。一方で，日本統治時代に改姓名が実施された後と同様，漢人式姓名と共存する形で民族語の人名もまた日常の呼称などに使われ続けた。先述した言い方をすると人名の二重化であるが，親しい間柄ならば互いに過去の日本式姓名で呼び合うことも少なくなかったと思われるので，実情は以前よりさらに複雑化したというべきかもしれない[3)]。他方で，時間の経過とともに民族語の人名が次第に影を薄くしていったこともまた確かである。民族語名が通用する範囲は徐々に狭まり，戦後生まれの世代には漢人式の姓名が定着した。例えば都市に転出した場合，あるいは漢人と結婚した場合などに，生まれた子に民族語名の命名をしなくなる傾向も顕著になっていった。

1980年代半ばから高揚した原住民族運動では「名前を返せ（還我名字）」が重点事項の一つに掲げられた。「原住民族」という全体の自称名を主張したことに加えて，個人についても民族語名の復権を訴えたのである。その頃から原住民族の知識人や作家の刊行物に，漢字による民族語の著者名が目立つようになった。もっぱら村落や親族関係の範囲内で呼称として使われていた人名が，文字化され印刷されて広く流通し始めたといってよい。そうした一連の流れが先述した姓名条例の改正に繋がっていった経緯に関して

は，また別に考察する必要があるだろう。

以上，日本統治時代以降に原住民族の人名が経てきた変化の過程を概観した。次に具体的な事例として，これまでの民族誌的研究に記されたルカイの人名を見ていきたい。

3 ルカイ（魯凱族）の人名

人名は大きく二つに分けて考えることができる。一つは個人の所属集団や系統関係，住む場所などを指し示す名称，もう一つは出生の直後に付けられる（あるいは後年に特別な事情があって変更される）個人名である。

台湾原住民族の人名はその構成が民族ごとに異なり，中には前者の名称を欠いている民族や，後者の個人名を親子関係の枠組で理解しなければならない民族もあるので，必ずしも一律の見方をすることはできないが，ここで取り上げるルカイの場合は上記の区分に沿って考えればよい。すなわち，人名が家名と個人名の二つによって表されるのである。

ルカイは台湾の南部山地の一角，現在の高雄市北東部と屏東県北部を主たる居住地とし，一部は台東県の平地に村落を形成してきた。それらの中では屏東県の霧台一円に村落が最も多い。従来の研究でとくに注目されてきたのは，ルカイとその南隣りのパイワン（排湾族）に，各村落の世襲首長（頭目）を頂点にした貴族と多数の平民から成る社会階層が見出されることである。そうした階層的秩序が人名のあり方とどのように結びつくのかは，当然にも重要な問題の一つになってくる[4)]。

3.1 家名（屋敷地名，屋号）

ルカイの家名として屏東県の霧台一円でよく知られているのは，例えばコチャポガン（好茶）のカザギラン（Karhangilhane［Kazagilan］），アデル（阿禮）のアバリウス（Abaliwsu［Varius］），カバララヤン（神山）のドゥマララッ（Dumalhalathe［Dumararat］）のような有力首長のものであるが，そうした家名は特定の階層だけが有しているのではない。他の貴族や平民もそれぞれの家名を持っており，その数がきわめて多いのである。

ルカイの家名は，ツォウ（鄒族）やブヌン（布農族）などの氏族名（クラン名）とは区別して考えなければならない。両者の違いは婚入者に注目すれば分かりやすいであろう。父系氏族組織が発達し，厳格な嫁入婚が行われるツォウ，ブヌンの場合には，他氏族から嫁いできた女性は婚入後もなお出身氏族の氏族名を失わない。それに対して，やはり嫁入婚が望ましいとされるルカイでは，ふつう婚入者は事情の如何を問わず移り住んだ婚入先の家名で呼ばれる。つまり，夫婦は一つの家名を共有するのである。その違いは戦前の早い時期に当時の研究者がすでに指摘していた。例えば，大正期に刊行された岡松参太郎の『台湾番族慣習研究』（第四巻）には，「家族団体の称号」に関して，「入

婚者其他，他家より入りたる者は其家の家族なれども，尚実家の氏を称するもの（ツォウ，ブヌン）」と，「入婚者，其他肉親たる身分を有せざる者も一家の家族は皆其氏を称するもの（プユマ，パイワン，ツァリセン）」とを区別した記述が見られる（岡松 1921: 230）[5]。

夫婦が同じ家名になるというこの点は日本の家名や姓との類似性を思い起させるが，日本の研究者はこれまでルカイ（およびパイワン）の研究において，家名だけではなく，例えば首長家，家系，家産のような言い方をよく用いてきた。それらの語でうまく記述できる事象が多いと認識していたのであろう（笠原 2005b）。しかし，本稿でルカイの「家名」と呼んでいるものと日本の家名との間には，大きな相違点もまた存在している。

まず，両親を同じくする兄弟でも，兄が生家を継いで弟が分家をすれば，分家をした弟の方は新たに居を構えた場所に因む別の家名で呼ばれるようになる。住み始めるときに自ら創り出した家名や，その場所の前住者から踏襲した家名である。そのため，ルカイの社会では家名を共通にする親族集団というものが形成されない。また，何らかの事情で転居をしたときにも，転居者に冠せられるのはふつう新住地の家名である。同じ家名が住居移動の前と後で継続するのではない。

そうした点を踏まえて，このルカイのような場合には「家名」よりもむしろ「屋敷地名」や「屋号」などの語を使う方が適切であるとしばしば指摘されてきた（山路 1990: 404–405; 笠原 1992: 15など）。戦前の民族誌を見ても，例えば大正期の『番族慣習調査報告書』（第五巻ノ四）には「屋名」とあり，それが「実体的の住居を表示するもの」で，「同一の家族も其の住屋の異なるに依って其氏を異にする」，また「他に居所を移す者は多くは其の新屋に新なる名を命じ，之を以て其の氏とする」などと説明されているのである（小島・小林 1921: 291）[6]。

ただし，ルカイの故老からは，かつて格式の高い首長（頭目）だけは仮に転居をしたとしても家名を改めることがなかった，という趣旨の口述が聞かれる。人類学者の移川子之蔵も戦前の論文「姓名としての高砂族個人・家族・氏族名」の中で，土地に付随する特権や相続継承などの関係から「家名も頭目本家は相当永続性を有っている」と述べており，その点に留意していたようである（移川 1939: 335）。もしそうであったならば，一部首長の場合は日本の家名により近いものであったことになる。

いずれにせよ，ルカイにはもともと家名あるいは屋敷地名が存在し，日本統治時代の末期になってから新たに日本式の姓が導入された。改姓名が行われたときに，旧来の名称に対して何らかの配慮が払われたのかどうかははっきりとしないが，おそらく統治行政の都合で一方的に命名が進められたのだろう。その辺の事情は，戦後に中国式（漢人式）の姓に改められた際にもほぼ同様であったと思われる。そして，漢語姓が広く普及することによって，ルカイ語の家名あるいは屋敷地名の方は村落や狭い人間関係の中で細々と命脈を保つようになったのである。

3.2 個人名

ルカイの個人名についてはいくつかの特徴に分けて述べることにしたい。

まず，第一の特徴として挙げられるのは祖名継承であるが，この用語には若干の説明が必要であろう。

個人名の付け方には大別して二つの型がある。一つは，過去から受け継いできた個人名がすでに存在していて，それらの中から特定のものを採って命名する型，もう一つは，命名に際して新しい個人名を創り出すという型である。台湾の原住民族には前者やそれに近い名付けをする民族が多いが，その場合でも個人名をどのように受け継ぐのかという点は民族によって決して一様ではない。とくに特異な命名法と思われるのは中部山地の阿里山付近に住むツォウ（鄒族）のものである。

阿里山ツォウには男女とも決まった数の個人名がそれぞれ10〜15ほどしかなく，命名はそれらの中からどれか一つを選ぶ形で行われる（王 1995: 24）。ただし，選ばれる個人名は所属する氏族とはまったく対応せず，また，系譜関係に基づいて祖父母などの近親者と同じものを付けるのでもない。ただ数の限られた名前のストックだけがあらかじめ存在しているのである[7)]。

それに対して，ルカイの個人名はふつう祖父母やその兄弟姉妹，父母の兄弟姉妹，ときには祖父母より上の世代に当たる親族の中から同じ名前が選ばれる。与名者（name-giver）と受名者（name-receiver）とがはっきりとした系譜関係で結ばれているのである。父母および兄弟姉妹と同名になることだけを避ければ，与名者が存命中であっても名付けをして構わない。また，父方と母方のどちらからも名前を受け継ぐことができるが，実際には父の父，父の母のように父方を優先させる傾向が認められる（笠原 1992: 15）。

祖名継承という用語は，上に挙げた阿里山ツォウのような命名法を含めずに，こうした系譜関係に基づく個人名の継受に限って使うのが適当である。

ルカイの祖名継承に何らかの再生観が伴っているのかどうかはよく分からない。現地住民の口述から窺えるのは祖先の名を絶やしてはならないという観念であり，そのような観念はとくに首長と貴族層の人々に濃厚である。次に述べる階層的秩序や一人で二つの個人名を持つという特徴とも関連する点といえる。

なお，ルカイにも子の誕生時に新しい個人名を創り出すという命名法は存在してきたはずである。つねに祖名継承一辺倒であったとは思えない。しかし，その実例，割合や変遷などについては，残念ながら具体的なことを述べるだけの資料がない。

第二の特徴は，個人名がこの社会の階層的秩序と深く結びついていることである。本来あるべき命名法として，首長（頭目）をはじめとする貴族と一般の平民は，男女ともそれぞれ地位の高低に応じて異なる種類の名前を付けなければならないとされる。上に述べた祖名継承がそのような地位の秩序を維持すると考えてよいであろう。

とはいっても，ルカイの社会は貴族と平民という二つの階層に截然と区分されている

わけではない。原理的にいえば，最高位の世襲首長とその直系子孫を別にして，他の傍系の貴族たちは，首長との系譜関係が世代の経過とともに遠ざかるにつれて次第にその地位を下降させていき，やがて末端の部分では平民との見分けがつかない状態にまで至ってしまう。以前，「地位沈降パターン」と呼んで指摘したのは，ルカイ社会の階層制に見られるそのような特性であった（笠原 1993: 107）。

個人に付けられる名前も，ただ貴族と平民で種類が異なるというのではない。貴族の中の高低，あるいは貴族と平民の境目といった地位上の差を反映して，個人名の格付けにはもう少し細かい違いが見られるのである。ここでは具体例として，巴神一が著した自村落カバララヤン（神山）の記録『魯凱神山風俗誌』（巴 2003）の中から個人名のリストに関する箇所を紹介しておこう（表 1 ）。同書には「貴族」という語は出てこないが，この一覧表の「その他の頭目」までが概ねそれに当たる。「頭目」というのは，いうまでもなく首長のことである[8)]。

このようなルカイの個人名は，上に述べた地位の沈降という点とも関連づけて考えなければならない。これまでの研究で再三論じられてきたように，地位が下降していく貴族や貴族との境目に位置している平民にとって，自身の地位を上昇させるための最も重要な契機は結婚，つまり配偶者の選択である（山路 1991; 笠原 1993）。そして，個人の名付けにもやはりそれと同様の一面を認めることができる。自分より高位と見なす相手を配偶者にした場合に，生まれた子に配偶者側の祖父母や近親者と同じ名前を付ければ，その命名を通して着実に地位の上昇を図れるわけである。ルカイの祖名継承は，先述した通り父方と母方のどちらからでも可能とされており，事情次第でそのどちらか一方を選択してもとくに問題は生じない。

ルカイの階層的秩序は日本の統治によって根底から揺さぶられ，戦後も弛緩の一途を辿ってきた。今日ではその実質をほぼ失っていると考えられる。そうした趨勢の中で浮上してきたのは，従来の祖名継承には拘らずに格付けの高い個人名を流用する動きが広範囲に現れてくるのではないかという問題，すなわち「全族貴族化の憂慮」である[9)]。階層的秩序の希薄化にともなって，もともと首長や一部貴族の特権であった衣服の華麗な装飾が平民階層の人々にまで増殖し始めたことを，すでに別の所で述べた（笠原 2005a: 182）。個人名の「貴族化」が実際にどの程度まで進行しているのか，確認するための具体的な資料は見当たらないが，その衣服の装飾に見られるのと軌を一にするような傾向がすでに現れている可能性は十分に想定できるであろう。

第三に，かつて一人で二つの個人名を持つ男女が多かったことも，ルカイの人名に見られるもう一つの特徴といえる。一例を挙げると，上記『魯凱神山風俗誌』の著者（1925年生）はルカイ名が Paerece および Kelesai の二つである（表 1 を参照）。おおよそ1920年代頃に生まれた世代までは，名前が一つという人の方がむしろ少なかったのかもしれない。過去においては決して特異な例ではなかったと考えられる。

個人名を二つ持つのはほかでもない。祖先の名前を絶やしてはならないという観念が広く存在し，しかもその継承が父方と母方の双方からできるためである。ここでも戦前に刊行された民族誌の一節を引いておこう。『番族慣習調査報告書』（第五巻ノ四）には「本族に於いては名は一人に一なるに限らず」と記され，さらに「父母，双方の祖父母，伯叔父母の名を取って児に命するが故に，一人にて両名を有する者少なからず」とある（小島・小林 1921: 280）[10)]。

ルカイの個人名に見られるこの特徴は，当然のことながら近代日本の人名登録制度における「一人一名主義の原則」（上野 1999: 22）とは相容れないものであった。日本統治時代にはその終盤に改姓名が行われるまで各民族語の人名がカタカナで登録されていたが，ルカイの個人名に関しては，一人で二つの名前が通用していた場合でもそのうちの一方だけが戸口簿に記載され，文字で登録された方が本名として扱われた。そして，二つのルカイ名を持つ男女の数も，すでに日本統治時代から次第に減り始めていたと考えられる。

なお，家名（屋敷地名）と個人名を併せて表すときの順序については，上記の民族誌に「我国は之（家名）を名の上に冠するも，本族は之を名の下に踏む」という記述がある（小島・小林 1921: 280）。つまり「個人名＋家名」の順である。現在ではそれとは逆順にすることもあるが，そのような変化は戸籍に「姓＋個人名」と記す登録形式の影響と解してよいのだろうか。

ルカイの人名を考察するのはここまでにして，次にもう一つ，プユマ（卑南族）の事例に目を移してみたい。

4 プユマ（卑南族）の人名

プユマは台湾の東南部，現在の台東市とその周辺の狭い平地を居住地としてきた。周囲に住むアミ（阿美族）やパイワン（排湾族）などの原住民族に加えて，普通行政区域に編入されていた日本統治時代には日本人と，また戦前・戦後を通じて他地域から来住した漢人ともさまざまな接点を持ち，複雑な社会変化を経てきた民族として知られている。

このプユマの人名については，これまでの研究で十分明らかにされてこなかった点が多い。ここではそれらの不明な部分を含めて，既存の民族誌的研究に記されたいくつかの特徴を挙げよう。

4.1 家名に相当するもの

もともとプユマには，ルカイのような家名（屋敷地名）か，あるいはそれに相当する名称が存在したのだろうか。実は，この問いに対して明快な答えを示すのは難しい。

古い記録では，1915（大正４）年刊行の『番族慣習調査報告書』（第二巻）にプユマのプユマ村落（南王）で確認したという38の家名が載っている。それぞれに該当する戸数は合計すると74戸である（河野 1915: 377）。ただし，それらを家名と呼ぶのがはたして適切であるのかどうかは疑問として残る。また，同報告書ではプユマ村落以外のことはいっさい記載の対象になっていない。

昭和期に入り，1935（昭和10）年に出版された『台湾高砂族系統所属の研究』の第七章はプユマに関する日本統治時代の最も詳しい調査記録であるが，その章を執筆した馬淵東一は，プユマの各村落に複数または単数の頭目（首長）家が存在し，それぞれがカルマハン（ka-rumah-an）というこの民族独特の祭屋（祭場として使われる小屋）を管掌していることに着目した。馬淵によれば，どの村落でも「頭目家の家号はka-rumah-anの名称を以て呼ばれる」という（移川・宮本・馬淵 1935: 334）。そして，上述したプユマ村落における38の家名のうち六つが，ここでは「ka-rumah-an及び頭目家の名称」とされているのである（移川・宮本・馬淵 1935: 359）。ただし，同書第七章における記述は，全体として首長家に関連する事象だけに集中している。村落によってはカルマハンの名称が小さなものまで挙げられているが，首長以外の村落住民やその家名についてはほとんど何も触れられていない[11)]。

プユマの人名を初めて本格的に研究したのは，1980年代の後半からカサヴァカン村落（建和）を継続的に調査してきた蛸島直である。関心は主として個人名に向けられているが，家名に当たる名称についても重要な指摘をしていて見逃せない。蛸島によれば，同村落では住民自身が「自族における伝統的な姓あるいは表家名の存在を否定している」[12)]だけではなく，資料収集の一環として閲覧した戸口調査簿（正確には副簿）にも，1940年代初めに改姓名が行われるまでは「姓」の欄にまったく記載が見られなかったという（蛸島 1997: 89）。また，カサヴァカンには現在プユマ全体でただ一人になってしまった世襲の首長が健在であるが，その首長家の名称は「同家のカルマハンの名称でもある」という（蛸島 2009: 103）。いずれも注目される調査結果といえるであろう。しかし，それらを根拠にして，プユマの場合には祭屋（カルマハン）と同一の名称を有する首長家の他は家名に相当するものがなかった，と直ちに結論づけられるわけではない。蛸島も述べているように，過去における変化の可能性も否定できないのである。この民族が経てきた社会変化の複雑さを考えると，明快な見通しを述べることには慎重にならざるをえない。

家名に相当する名称のあり方という点で，かつてのプユマが，前項で取り上げたルカイとはかなり違っていたことはまちがいない。少なくとも，誰もが家名（屋敷地名）を有するルカイのようではなかったと考えられる。しかし，首長以外の住民については具体的なことを述べるための資料がきわめて乏しい。日本統治時代の改姓名以前に遡って過去の状態を探る研究はまだ十分に進んでいないのである。

4.2 個人名

プユマの個人名にはルカイより複雑な面が認められる。

まず，大正期の『蕃族調査報告書』（排灣族・獅設族）にプユマの祖名継承に関する短い記載がある。父方と母方，双方の祖先から名前を採るという（佐山 1921: 183–187）[13]。ただし，それより少し早く刊行された『番族慣習調査報告書』（第二巻）を見ると，プユマにはその祖名継承とは別の命名法もさまざまな形で併存していたことが分かる。例えば動植物名や身体の特徴などに基づく創名である（河野 1915: 380）。祖先の名前は，名付けに際して考慮される選択肢の一つにすぎなかったことになるだろう。また，『蕃族調査報告書』でもプユマ村落（南王）だけを扱った別の巻には，「重に祖先の名を取れども，現今は旧風を脱し，善きものと思へば如何なる物の名にても採用するなり」という記述も見える（佐山 1913: 46）。もし大正期の初め頃にそのような変化が進んでいたとすれば，祖名継承による命名は当時すでに廃れ始めていたにちがいない[14]。

先述した蛸島によるカサヴァカン村落（建和）の調査はそれらの報告書が刊行されてから長い年月を隔てて行われ，すでに現地では漢語名がすっかり定着していたと思われるが，それでもプユマ語の個人名とその特徴を明らかにすることは十分可能だったようである。

同村落で祖名継承が認められるのは一部の高齢者だけで，現行の慣習としてはほぼ姿を消してしまったという。新しい個人名が次々に現れてきたのである。命名法はさまざまであり，名前の数も多い。蛸島はそれらを「誕生時の状況にちなむ命名」，「身体の特徴にちなむ命名」，「呪術的命名」など全部で六つの類型に整理している（蛸島 1997）。

もう一つプユマの個人名に見られる特徴として重要なのは，あだ名（綽名）が盛んに付けられ，また日常の生活でそれらがよく使われることである。その点については実名敬避という独特な慣習と関連づけて述べるのがよいであろう。

上記の『番族慣習調査報告書』（第二巻）には，「本族の特に他族と異る慣習は，出来得る限り其本名を呼ばざる事にして，日常其本名を呼ぶは尊属親が卑属親に対する場合にして，他人の間にては素より家族親族の間と雖も，本名を呼ぶは其人を蔑辱する所以なり」と記した箇所がある（河野 1915: 380）。名前に関する禁忌あるいは呼称制限の慣習を指したものであり，調査者の河野喜六はこの慣習を男性についてのみ把握していたようである。それに続けて河野は，そのように本名の使用を避けるため日常の呼称にはふつうあだ名，役職名，敬称などを用いると指摘し，あだ名に関しては，誰でも青年期に達すると「自己に綽名なきを恥辱とす」，「綽名あるを欲し，依て他の軽蔑を避けんとす」と述べている（河野 1915: 380–381）。

本名の使用を避けるというプユマのこの慣習に学術的な関心を寄せた人物が当時一人いた。著名な法学者の穂積陳重である。穂積は「実名敬避俗」という独自の用語を設けて忌み名をめぐる比較研究を行った。日本や中国の史書・古典に基づく考察が中心であ

るが，それらに加えて世界各地に広く関連する事例を求めたところにこの研究の大きな特色があるといってよい。台湾の原住民族については『番族慣習調査報告書』，『蕃族調査報告書』各巻の記載を資料にした。穂積によれば，台湾原住民族の中ではタイヤル（泰雅族），アミ（阿美族），およびサイシヤット（賽夏族）に実名敬避の「発達の初期を示すもの」が見出され，プユマの場合だけがその「完全に発達した例」であるという（「諱に関する疑」（穂積 1919），引用は『忌み名の研究』（穂積 1992: 213）による）。ただし，この研究では実名敬避という慣習そのものに焦点が合わされており，プユマのあだ名にまで言及されているわけではない[15)]。

1980年代の後半からプユマの調査を始めた蛸島によれば，あだ名は住民の間でいまも広く通用しているが，それだけではなく，場合によっては一つの名前が本名（実名）であるのかあだ名であるのかが判然とせず，両者の間には一線を画しがたいことが多いという。本名と思い込んでいたものが実はあだ名であったり，またその逆であったりして混乱するという経験を蛸島自身も何度か味わったそうである（蛸島 1997: 90–91）。そのような個人名のあり方は実名敬避の慣習を抜きにしては考えられない[16)]。しかも，本名とあだ名を明確に区別できないのは村落外から訪れてきた調査者に限らず，同様のことが「現地の人びとの間でも起こりうる」という（蛸島 1997: 91）。出生直後の命名に立ち会った近親者以外は，たとえ同じ村落の顔見知りであっても，本名を知らないか，あるいは本名とあだ名の関係を理解していないことがあるのだろう。

本名とあだ名の間に一線を画しがたいというこの蛸島の指摘は，80年以上前に刊行された『番族慣習調査報告書』（第二巻）の次の一節を思い起させる。すなわち，「従前は官公署に対しても尚ほ其綽名を用ひ，本名は全く家族中の尊属親が使用するに過ぎざるなり」という実名敬避に関連した記述である（河野 1915: 381）。河野がそこで官公署云々と記したのは，具体的にはカタカナで名前を記入した戸口調査簿のことだったと考えられる。その調査簿に本名ではなくあだ名が記入されていたことを住民自身から聴き出したのか，それとも現地の行政担当者から教えられたのかは述べられておらず（後者の可能性が大きい），また「従前は」と断っているのは，河野が調査を行った時点ではすでにそれが改められていたという意味なのかどうか，詳しい事情ははっきりしない。おそらく，当時は行政側から咎めだてをするほどの問題ではないと見なされていたのであろう。しかし，些細な問題であっても注意をしておく必要はある。仮に出生直後に付けられた名前を「実名」，公的な登録名を「本名」と言葉を使い分けてみるならば，書類への記入にあだ名が使われると，同一人物に関して実名と本名とが一致しないことになってしまうからである。日本式姓名，漢人式姓名を付けたときにはもちろんそのような事態は起こらず，プユマ名をカタカナで書き入れた戸口調査簿の場合に出てきた問題であるが，実名敬避の慣習は，呼称についてだけではなく，文字による人名登録にも及ぶことがあったと考えられる。

5 おわりに

本稿では，姓名条例の条文で「伝統姓名」とされている台湾原住民族の人名について既存の民族誌的研究に基づく所見をいくつか述べた。取り上げたのはルカイ（魯凱族）およびプユマ（卑南族）の事例である。過去のプユマに家名に当たるものが存在したのかどうかなど，なお不明な点も残るが，ルカイの人名に見られる特徴，ルカイとプユマの違いを概略的には示すことができたと思う。

最後に，二つの点を指摘してこの考察を締め括ることにしよう。

第一に，本稿で述べた人名や人名をめぐる慣習が現在ルカイ，プユマの人々自身にどれだけ認識され，受け継がれているのかを見究めることは難しい。例えば，本来の居住地から離れて都市などで生まれ育った場合には，ルカイの個人名に階層的秩序があることをたとえ知っていたとしても，子の命名に際してはそれには拘らないという人も出てくるであろう。プユマの実名敬避にいたっては，そのような慣習の存在自体を知らないという人が多いにちがいない。姓名条例に「伝統姓名の回復」が明記され，各民族語の姓名が戸籍に登録できるようになったことは，いままで公的な登録を認められなかった人名の回復を促す一方で，ここ数世代の間に生じた変化の追認，場合によっては新しい変化の発端にもなりうると考えられる。

第二に，台湾原住民族の人名に関する研究は決して多くはなく，とくに各民族語の人名が広く通用していた日本統治時代には本格的な研究がほとんど行われなかった。本稿で大正期の旧慣調査報告書を再三引用したのは，そこに示された簡単な記述を当時の主要な資料として使うほかなかったからである。戦後は，近年になってプユマの人名に関する蛸島直の優れた研究が現れたが，ルカイの方にはそれに匹敵するような研究が見当たらない。そのために，さまざまな趣旨で書かれた論文や著書の中から人名に関連する部分を抽出して個々の所見を述べることになった。既存の民族誌的研究に基づいて考察するといっても，これまでの研究に十分な内実が備わっているとはいい難いのである。

本稿の執筆は，いままであまり深く考えたことがない台湾原住民族の人名という問題にあらためて目を向けるよい機会となった。そのような機会が与えられたことに感謝したいと思う。

注

1）2015年12月12日のワークショップにおいて筆者はコメンテーターの役目を務めた。主に林修澈教授の特別講演と黄季平副教授の研究発表を念頭に置きながら，本稿とほぼ同じ趣旨の評言を述べたのである。今回この一文を草するにあたって，当日の評言に民族誌的資料と参照する文

献を追加し，内容を大幅に補強した。できるだけ論文の体裁に近づけるように努めた，と理解していただきたい。検討する事例としてルカイとプユマの人名を選んだのは，どちらも筆者に現地調査の経験があり，また，上記のワークショップで他の発表者がこれら二民族の事例にほとんど言及しないだろうと判断したからである。

2）日本統治時代に原住民族の人名がどのように変化したのかという問題は，これまでの研究では取り上げられることが少なかった。研究の基礎となる資料が十分に得られるのかどうかも疑問である。改姓名については，本文でも言及した北部パイワン（排湾族）に関する近藤の研究や，サイシヤット（賽夏族）に関する林修澈の研究のような優れた業績があるが（近藤 1996; 林 2006），原住民族全体を見渡して考察するためには他にも同様の研究が必要であろう。また，戸口制度とその変遷については松岡格の論文が詳細に考察しており（松岡 2014），本稿の執筆に際して同論文からは多くの示唆を得ることができた。

3）もう一つ付け加えると，第二次大戦後，原住民族には旧教および新教諸派のキリスト教が広まり，洗礼名を持つ信者が増えた。それが実際にどのような場面で使われているのかを筆者は把握できていないが，若林正丈は花蓮県で見た先住民（原住民）の墓碑に「聖名」，つまり洗礼名が刻まれていたことに注目している（若林 2016: 134）。

4）周知の通り，ルカイとパイワンの間には，階層制や造形文化の特徴に顕著な類似性が認められる。両者を「双子の民族」ということさえできるであろう（笠原 2005a: 181）。筆者は，人名や命名の慣習に関してもやはりルカイとパイワンはよく似ていると考えているが，その点を具体的な資料に基づいて検討したわけではない。

5）この引用の末尾に「ツァリセン（原文はサリセン）」とあるのは，現在の民族分類ではパイワンの一部およびルカイを指す。なお，同書の引用に際しては原文のカタカナをすべてひらがなに直し，その他にも読点や一部の語を付け加えるなど，最小限の修正を施した。本稿ではカタカナ書きの文献を引用するときに，以下これと同様の扱いをする。

6）『番族慣習調査報告書』のこの箇所はルカイを含むパイワン全体について述べたものであるが，ここに引用したような「屋名」の特徴はパイワンとルカイの双方に共通していると考えてよい。

7）上野和男は，個人名の名付けに関して閉鎖的体系と開放的体系の二類型を設定している（上野 1999: 10）。本稿で述べた二つの型に概ね相当すると考えられるが，阿里山ツォウに見られる特異な命名法にはその「閉鎖的」という表現がふさわしい。

8）『魯凱神山風俗誌』について筆者はその出版直後に一文を草した（笠原 2004）。日本では入手するのがなかなか難しいが，ルカイの長老による自村落の民族誌として優れた内容の著作と評することができる。

9）この「全族貴族化の憂慮」というのは，2015年のワークショップにおける林修澈教授の講演原稿に記された文言であり，ルカイとパイワンについて指摘した事項と思われる。ここでは筆者が理解した意味でそれを援用させていただいた。

10）注 6 の繰り返しになるが，この引用の冒頭にある「本族」はルカイを含むパイワン全体を指している。現在のパイワンとルカイの双方に該当する記述と考えてよい。

11）馬淵の恩師に当たる移川子之蔵は同書の出版後に発表した論文で，「（プユマには）家名を有たぬ家が略半数も存在する」と述べている（移川 1939: 335）。ただそれだけの短い記述であり，記述の裏付けとなる資料も明確ではないが，注意しておきたい指摘である。

12）この引用中にある「表家名」というのは，明治期に伊能嘉矩が用いた語である（蛸島 1997: 88; 伊能 1898: 93）。

13）そこに挙げられているのは知本，呂家（利嘉），およびバシカウ（初鹿）村落の例であるが，こ

の『蕃族調査報告書』のシリーズでは，他にも「卑南族卑南社」の巻に卑南（プユマ，南王）村落の例が載っている（佐山 1913: 46–48）。以前に指摘した通り，プユマに関する記述は二ヵ所に分かれているのである（笠原 2014: 15）。

14）プユマの場合には，大正期の頃から日本語に由来する個人名も少しずつ現れ始めたようである（蛸島 2003: 543–546）。前項で述べたルカイの名付けではおよそ考えられないような一面といってよい。

15）プユマを別にして，穂積がそこに挙げたタイヤル，アミ，サイシヤットの例を実名敬避の「発達の初期を示すもの」と解してよいのかどうかは疑問であるが，ここではその点には立ち入らないでおこう。なお，岡松参太郎も『台湾番族慣習研究』（第四巻）の中で同じプユマの慣習に触れているが，同書で述べられているのはほぼ『番族慣習調査報告書』（第二巻）に記された内容の繰り返しにとどまる（岡松 1921: 228）。岡松は穂積陳重の門下生であり，岡松が台湾原住民族に関する調査報告書のことを穂積に教示したのだという（穂積 1992［1919］: 211–214）。

16）どれが本名なのかという疑問は筆者も現地調査のときに繰り返し抱いた。おそらく，プユマの村落を訪れた多くの研究者が同様の経験をしたにちがいない。また，蛸島は別の論文で，プユマにはあだ名の他にも多様で複雑な呼称法が存在していることを克明に跡付けた（蛸島 2003）。それらの中にも，やはり実名敬避の慣習と関連づけて考えられる点が少なくないと思われる。

参照文献

〈日本語文献〉

伊能嘉矩

1898 「台湾通信（第27回）台湾に於ける各蕃族の命名」『東京人類学会雑誌』153: 87–95。

上野和男

1999 「名前と社会をめぐる基本的諸問題」上野和男・森謙二編『名前と社会──名づけの家族史』pp. 3–27，東京：早稲田大学出版部。

移川子之蔵

1939 「姓名としての高砂族個人・家族・氏族名」台湾総督府博物館編『創立三十年記念論文集』pp. 323–336，台北：台湾博物館協会。

移川子之蔵・宮本延人・馬淵東一（台北帝国大学土俗・人種学研究室）

1935 『台湾高砂族系統所属の研究』東京：刀江書院。

岡松参太郎

1921 『台湾番族慣習研究』（第四巻）台北：台湾総督府蕃族調査会。

笠原政治

1992 「出産をめぐる台湾ルカイ民族の社会慣行」『横浜国立大学人文紀要（第１類：哲学・社会科学）』38: 1–19。

1993 「私たちの結婚はまるで喧嘩のようだ──台湾ルカイ社会における地位ハイアラーキーと配偶者選択の過程」『横浜国立大学人文紀要（第１類：哲学・社会科学）』39: 101–122。

2004 「ルカイの長老が描いたルカイ旧慣の世界──巴神一『魯凱神山風俗誌』に寄せて」『台湾原住民研究』8: 218–232。

2005a「ルカイ──華麗な造形文化とアイデンティティの軋み」末成道男・曽士才編『講座世界の

先住民族 01 東アジア』pp. 171–184，東京：明石書店。
2005b「台湾の山地で『家』を語ること ── 先住民族ルカイの社会に即して」『アジア遊学』74: 42–51。
2014「旧慣調査と原住民族の分類」日本順益台湾原住民研究会編『台湾原住民研究の射程 ── 接合される過去と現在』pp. 9–31，台北：順益台湾原住民博物館。

河野喜六
1915『番族慣習調査報告書』（第二巻）台北：臨時台湾旧慣調査会。

小島由道・小林保祥
1921『番族慣習調査報告書』（第五巻ノ四）台北：台湾総督府蕃族調査会。

近藤正己
1996『総力戦と台湾 ── 日本植民地崩壊の研究』東京：刀水書房。

佐山融吉
1913『蕃族調査報告書』（阿眉族南勢蕃・同馬蘭社・卑南族卑南社）台北：臨時台湾旧慣調査会。
1921『蕃族調査報告書』（排灣族・獅設族）台北：台湾総督府蕃族調査会。

蛸島直
1997「プユマ族の個人名」『人間文化（愛知学院大学人間文化研究所紀要）』12: 87–111。
2003「プユマの対人呼称法」塚田誠之編『民族の移動と文化の動態 ── 中国周縁地域の歴史と現在』pp. 535–581，東京：風響社。
2009「プユマの首長制 ── カサヴァカン村の事例から」『人間文化（愛知学院大学人間文化研究所紀要）』24: 101–120。

野林厚志
2003「台湾タオのテクノニミーと慣習名の正名化」塚田誠之編『民族の移動と文化の動態 ── 中国周辺地域の歴史と現在』pp. 583–604，東京：風響社。

穂積陳重
1992[1919]「諱に関する疑」『忌み名の研究（講談社学術文庫）』p. 213，東京：講談社。

松岡格
2014「日本統治下台湾の身分登録と原住民 ── 制度・分類・姓名」日本順益台湾原住民研究会編『台湾原住民研究の射程 ── 接合される過去と現在』pp. 33–75，台北：順益台湾原住民博物館。

山路勝彦
1990「台湾ルカイ族の家観念」竹田旦編『民俗学の進展と課題』pp. 389–412，東京：国書刊行会。
1991「面子とハイラーキー ── 台湾ルカイ族の首長制」『関西学院大学社会学部紀要』63: 201–242。

林修澈
2015「台湾における原住民と原住民族の認定」常本照樹・落合研一編『台湾の原住民族政策 ── 民族認定と博物館』pp. 8–41，札幌：北海道大学アイヌ・先住民研究センター。

若林正丈
2016「諸帝国の周縁を生き抜く ── 台湾史における辺境ダイナミズムと地域主体性」川喜田敦子・西芳美編『歴史としてのレジリエンス ── 戦争・独立・災害』pp. 131–175，京都：京都大学学術出版会。

〈中国語文献〉
巴神一（Kapulu・Paerece）
2003 『魯凱神山風俗誌』潮州：國立潮州高中。
林修澈
2006 「賽夏族改日本姓名」林修澈主編『賽夏學概論──論文選集』pp. 393–400，苗栗：苗栗縣政府文化局。
王嵩山
1995 『阿里山鄒族的社會與宗教生活』板橋：稻鄉出版社。

表1　ルカイ・カバララヤン（Kabalhelajane［Kabararayan］）の個人名

	男　性	女　性
大頭目	Lavurase Rhangalhu Lhauc Pacake Maicusu Vuluku Rumalhidi Kui Ngerengere Arhaliu Takanau Laula Cegau Tanubake Gilhagilhau Retage Kuale Arase Kaku Pinarhai Arhiu	Zuluzulu Pathagau Muni Eleng Lheceme Rheserhese Aruai Cemedase Veneng Jipulu Lavause Malaici Baleng Piduai Tavarai Lavausu Vatukan
その他の頭目	Cemelhesai Rhuapi Ripunu Lavakau Masegesege Ngerhelhe Rhalausu Cauvang Lhalhelan Kecele Lhangpau Malacemace Pukiringan Turugusu Tapai Viungu	Maleveleve Paelese Siama Selepe Vavauni Legean
平民の高い層	Sula Pangterhg Legeai Kinepele Lalau Kabaru Cinurian Bikare Balhacai Tamautung Karavase Liucu Pakarhglase	Muakai Tuku Peresang Galaigai Kerhekerhe Kalisekese Lejeme Lavalhi Luni Marulakai Sulhiape Jemejemane Rhevarheva Rhepelang
一般平民	Alimau Alibate Aluvu Basakalan Binariu Geleng Gelau Pali Gumacai Kalimarhau Kaledasan Kainuan Katuvu Kesevale Lupilian Laupi Labake Marhirisi Malengan Maleselese Marau Maserepe Pulavale Pulaludan Paerece Papalian Pairhisi Palipilipi Pangulhian Puragase Paulisi Ringucu Sasuzu Sakinu Sakale Sisili Sagiu Semerangan Sugasugu Tivuasan Terhesan Tivulangan Tamumuthu Taruvale Tapungulan Taparian Valuavu Vaecacan Valialan Vauki Vaungu Curubu Caeve Ciamare Camake Calukusu Ceveresi Cikilingan Cumai Calubake Lingian Lungalhi Lagai Rharali Rhelese Usau Ulivi Ebele Kelesai	Asiane Alaiupu Angian Avangan Deresai Bengelai Inalese Ginicu Keng Kaniu Kulali Kualimi Kuselepe Lalui Lebetai Lebelebe Laveke Lamamau Lamauan Limangu Luan Laikimi Legerau Mualing Navai Perengai Siniu Samelheng Semegean Sirigu Salalape Jalhi Takirhalumu Thalaiu Thaulalui Valhiji Ziluan Cemeceme Capajisi Cakere Rhemelesan Lailai Laiu Lhisenade Uzu Ubane Uselepe Alaulepe Eceke Auleng

巴神一『魯凱神山風俗誌』（2003: 120–123）より作成（原著はすべて大文字表記）。